

岡山市高校生応援金申請書記入上の注意

【保護者等】の欄は、次によって記入してください。

●保護者等を全員記入してください。

保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）を言い、また、申請者に保護者がいない場合で、申請者が主として他の者の収入により生計を維持している場合は当該他の者を言い、当該他の者もない場合は申請者を言い、次の者は除きます。

①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長

②法人である未成年後見人

●連絡先には、日中連絡がつく電話番号を記入してください。

1. 在学する学校等の欄について

●現在通っている学校の入学年月について、記入してください。

●「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校（高等課程かつ、3年制の課程に限る）のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。※特別支援学校は対象になりません。

●「過去に在学した高等学校等」現在の在学校の前に在学していた学校等がある場合に記入してください。

●岡山市給付型奨学金を令和3年度～令和7年度に受給していた方は受給した年度に○をしてください。

2. 支払いを希望する口座の欄について

ゆうちょ銀行以外、ゆうちょ銀行の区分に応じ、欄内にご記入ください。

岡山市内に支店があり、現存する金融機関をご記入ください。

※廃止・統廃合等で現存しない場合振り込みができません。

添付書類(募集要項の説明を必ずご確認ください。)

●在学証明書兼推薦書(様式2号)…指定様式に学校で証明をしてもらって添付してください。

●世帯全員の住民票の写し…続柄入り、マイナンバー記載なしのもの。申請年度の7月1日以後に発行されたもの。別世帯の保護者の住民票も必要です。

●保護者等全員の市(区町村)民税課税証明書

・「課税資料なし」の表記がないもの（住民税の申告を行ってください。）

・昨年度までは世帯全員の課税証明の提出が必要でしたが、今年度から、保護者等のみので課税証明書をご提出いただくことになりました。父母がある場合は父母、父母がない場合は、父母にかわる主たる生計維持者の課税証明書をご提出ください。

●扶養状況報告書(様式4号)…保護者等について報告をし、間違いがないことを誓約するものです。

●支払いを希望する口座の通帳の写し(口座番号等が記載されているもの)

見本

例) ゆうちょ銀行以外の場合	例) ゆうちょ銀行の場合																								
<table border="1"><tr><td>総合口座</td><td>口座番号</td><td>1,234,567</td></tr><tr><td>支店</td><td>支店名</td><td>123,456</td></tr><tr><td>口座種別</td><td>種別</td><td>123,456</td></tr><tr><td>口座名義</td><td>名義</td><td>123,456</td></tr></table>	総合口座	口座番号	1,234,567	支店	支店名	123,456	口座種別	種別	123,456	口座名義	名義	123,456	<table border="1"><tr><td>総合口座</td><td>口座番号</td><td>1234567</td></tr><tr><td>支店</td><td>支店名</td><td>1234567</td></tr><tr><td>口座種別</td><td>種別</td><td>1234567</td></tr><tr><td>口座名義</td><td>名義</td><td>1234567</td></tr></table>	総合口座	口座番号	1234567	支店	支店名	1234567	口座種別	種別	1234567	口座名義	名義	1234567
総合口座	口座番号	1,234,567																							
支店	支店名	123,456																							
口座種別	種別	123,456																							
口座名義	名義	123,456																							
総合口座	口座番号	1234567																							
支店	支店名	1234567																							
口座種別	種別	1234567																							
口座名義	名義	1234567																							

※保護者等が未成年後見人の場合、未成年後見人であることが確認できる戸籍の写しを提出してください。

※家庭の事情（DV、離婚調停中など）によりやむを得ず、親権者、世帯員全員の住民票、課税証明書が提出できない場合、昨年一年間海外赴任等により国外に在住し住民税が課税されない収入があった場合はそれぞれについて証明する書類を提出してください。

（書類の例）裁判所の保護命令の写し、調定申立書の写し、海外の収入を証明する書類（日本語訳をつけてください）

留意事項

※過去に国公立、課程、学科を問わず高等学校等を卒業し又は修了したことがある場合には、岡山市高校生応援金の受給資格はありません。

※児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が支弁されている場合には、給付対象外となります。

※令和8年7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護の適用を受けている場合は対象外となります。